

「人と農地の問題」の解決

1 地域の抱える「人と農地の問題」の解決策を話し合いたい

個人

法人

集落
営農

補助・
交付金

地域の抱える人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」となる「人・農地プラン」の見直しや、プランの実現に向けた取組を支援します。

＜事業名：人・農地問題解決加速化支援事業＞

随時申請受付中

対象となる方 都道府県、市町村

支援内容

1 人・農地プランの見直し支援等（定額）

市町村等が、担い手への農地の集積・集約化、地域農業のあり方等を記載した「人・農地プラン」の継続的な話し合いと見直しを行うための活動等に対して支援します。

「人・農地プラン」の検討会メンバーの概ね3割以上は女性とします。



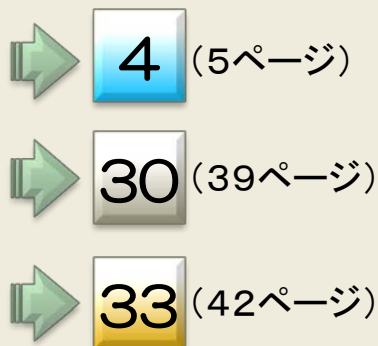
2 地域連携推進員の活動支援（定額）

人・農地プランの見直しや、集落営農の組織化・法人化、新規就農者の定着のための経営・技術指導を効率的・効果的に進められるよう、市町村等が配置する普及員のOB、リタイヤした高齢農業者等のノウハウを活用した地域連携推進員の活動を支援します。

＜「人・農地プラン」には、様々なメリットがあります＞

- ◎ 人・農地プランに位置付けられると、
- ◎ 青年就農給付金（経営開始型）
（原則45歳未満の認定新規就農者で独立・自営就農する方）
- ◎ 経営体育成支援事業
（適切な人・農地プラン作成地区で経営改善を目指す中心経営体等）
- ◎ スーパーL資金の当初5年間無利子化
（認定農業者等）

といった支援を受けることができます。



※ 一年経てば、状況は変わります。その状況を踏まえて、地域の将来展望が描けるよう、作成した人・農地プランを定期的（1年に1回程度）に見直しましょう。

お問い合わせ先

最寄りの市町村、都道府県
農林水産省担当課：経営局経営政策課組織経営グループ（TEL:03-6744-0576）

2 担い手への農地の集積を進めたり、農地の分散錯圃状態を解消したい

個人

法人

集落
営農

補助・
交付金

税制

機構への農地の出し手等に対する支援を受けたい

＜事業名：機構集積協力金＞

随時申請受付中

支援内容

地域における話し合い（人・農地プラン）に基づき機構にまとまった農地を貸し付けた地域や、農地を貸し付けて担い手への農地集積・集約化に協力する農地の出し手の皆さんを支援します

※「地域」とは、集落・学校区など、実際の話合いの単位となった外縁が明確になっている同一市町村内の区域をいいます。

（１） 地域に対する支援（地域集積協力金）

地域における話し合い（人・農地プラン）により、地域で機構にまとまった農地を貸し付けた場合、当該地域に対し、地域集積協力金を支払います。

〔機構への貸付割合〕〔交付単価〕

2割超5割以下：2.0万円/10a

5割超8割以下：2.8万円/10a

8割超：3.6万円/10a

※ 平成27年度までの交付単価です。

例えば、24haの地域で一度に20ha（8割超）が機構へ貸付けられると、地域に720万円が交付されます。

〔協力金の使途〕

地域が都道府県、市町村と相談の上、地域農業の発展に資すると考えられる方法で自由に使用することができます。

（２） 個々の出し手に対する支援（経営転換協力金・耕作者集積協力金）

機構に農地を10年以上貸し付けた個々の出し手の皆さんを支援します。

○ 経営転換協力金

〔貸付等を行う面積〕 〔交付単価〕

0.5ha以下：30万円／戸

0.5ha超2.0ha以下：50万円／戸

2.0ha超：70万円／戸

〔交付対象者〕

機構へ自作地を貸し付けた農業者等

- ① 農業部門の減少により経営転換する農業者
- ② リタイアする農業者
- ③ 農地の相続人

○ 耕作者集積協力金

〔交付単価〕

2万円／10a

※ 平成27年度までの交付単価です。

〔交付対象者〕

機構の借受農地に隣接する農地又は面的集積要件満たす原則2筆以上の農地（交付対象農地）の機構への貸し付けに協力した農業者

※ 経営転換協力金については、機構を介さず集落営農組織との間で特定農作業委託契約を10年以上締結した場合も対象となります。

※ 「（１）地域に対する支援」と「（２）個々の出し手に対する支援」の両方の要件を満たした農地については、地域と個々の出し手がそれぞれ交付を受けることができます。

お問い合わせ先

農地中間管理機構ホットライン

（TEL：03-6744-2151）（Mail:kikou@nm.maff.go.jp）

農林水産省担当課：経営局農地政策課



機構への農地の出し手等に対する支援を受けたい

<農地税制>

支援内容

機構に農地を貸し付け、又は売買した場合には、税制上の特例が措置されています。

注 特例の適用を受けるためには、税務署への届け出を行う必要があります。

(1) 機構に農地を貸し付けた場合の納税猶予の特例(特定貸付け)

贈与税・相続税の納税猶予の適用を受けている方が機構に農地を貸し付けた場合には、納税猶予が打ち切られません。

納税猶予の特例

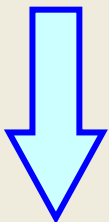
納税猶予の適用農地を貸すことができます。

〔要件〕

- ① 農地中間管理機構等に対する貸付けであること
- ② 贈与税の納税猶予の場合、制度の適用から10年(65歳未満は20年)以上経過していること

(2) 機構と農地を売買した場合の特例(所得税・登録免許税・不動産取得税等)

農地の売り手(所有者)



農地を売る方への支援

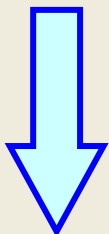
譲渡所得の特別控除

控除額：800万円

〔要件〕

- 農用地区域内の農地を以下の方法で売却すること
- ① 農用地利用集積計画
- ② 中間管理機構、円滑化団体への譲渡
- ③ 農業委員会のあっせん

農地中間管理機構



農地を買う方への支援

登録免許税の軽減

税率：1.5% → 0.8%

不動産取得税の軽減

税額：2/3

〔要件〕

- 以下の全ての要件を満たすこと
- ① 農用地区域内の農地であること
- ② 農用地利用集積計画で所有権を取得すること

農地の買い手(担い手)

お問い合わせ先

最寄りの市町村農業委員会 (<http://www.nca.or.jp/location/index.html>)
農林水産省担当課：経営局農地政策課(TEL:03-6744-2150)

個人

法人

集落
営農補助・
交付金

 荒廃農地の再生・利用のための活動を支援します。

<事業名:耕作放棄地再生利用緊急対策交付金>

随時申請受付中

支援内容

荒廃農地を引き受けて作物生産を再開する農業者や農地中間管理機構等が行う再生作業や土づくり、作付・加工・販売の試行等の取組を支援します。

<支援例>

①再生利用活動

- ・再生作業（障害物除去、深耕、整地等及び土づくり）
定額支援：5万円/10a※、又は、重機を用いる場合等：経費の1/2（沖縄は2/3）以内
※ 再生作業に併せて中心経営体に集約化（面的集積）する場合、助成単価を2割加算
- ・土壌改良：2.5万円/10a（2年目：必要な場合のみ）
- ・営農定着：2.5万円/10a×1年間
（「主食用米及び畑作物の直接支払交付金の対象作物」と「米及び水田活用の直接支払交付金の交付対象農地」は支援対象外）

②施設等補完整備

- ・用排水施設、農道、農業用機械・施設等の整備に対して経費の1/2（沖縄は2/3）以内（農業用機械・施設の支援対象となる農地は再生した荒廃農地に限る）
- ・小規模基盤整備：2.5万円/10a

お問い合わせ先

最寄りの地域耕作放棄地対策協議会

（http://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/h_madoguti/index.html）

又は市町村

農林水産省担当課：農村振興局農村計画課耕作放棄地活用推進室

（TEL：03-6744-2442）



研修時や、経営を始めて間もない時期の収入を確保します。

＜事業名：青年就農給付金（準備型、経営開始型）＞

随時申請受付中

支援内容

○青年就農給付金（準備型）

給付額 **年間150万円（最長2年間）**

道府県農業大学校や都道府県が指定する先進農家・先進農業法人等で研修を受ける方で、以下の要件を満たす方が対象です。



（主な給付要件）

- ① 原則として就農予定時の年齢が45歳未満の方
- ② 都道府県が認める研修機関で概ね1年以上研修する方
- ③ 研修終了後1年以内に就農する以下のいずれかの方
 - ・ 自ら農業経営を行う方
 - ・ 農業法人に雇用されて就農する方
 - ・ 親元就農し、研修終了後5年以内に経営を継承するか農業法人の共同経営者になる方 **NEW!**

お問い合わせ先

都道府県の農政担当窓口

農林水産省担当課：経営局就農・女性課雇用・労働グループ（TEL:03-6744-2162）

支援内容

○青年就農給付金（経営開始型）

給付額 **年間150万円（最長5年間）**

農業を始めてから経営が安定するまでの方で、以下の要件※を全て満たす方が対象です。

- ① 原則として45歳未満で独立・自営就農する方
- ② 市町村における、改正農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営基盤強化促進基本構想の策定以降に申請する場合は、認定新規就農者の方 **NEW!**
- ③ 就農する市町村の「人・農地プラン」に位置づけられている方（見込みも可）
または農地中間管理機構から農地を借り受けている方 **NEW!**
- ④ 就農後の所得（本給付金以外）が250万円未満の方

※ 経営の全部又は一部を継承する場合は、新規参入者と同等の経営リスク（新たな作目の導入、経営の多角化等）を負うと市町村に認められる必要があります。 **NEW!**

※ 青年就農給付金（準備型）の受給を要件とはしていません。

お問い合わせ先

市町村の農政担当窓口

農林水産省担当課：経営局就農・女性課雇用・労働グループ（TEL:03-6744-2162）



施設・機械の購入等に必要な資金を確保したい <事業名：青年等就農資金>

随時申請受付中

支援内容

○青年等就農資金

新たに農業経営を営もうとする青年等※であって、市町村から青年等就農計画の認定を受けた方（認定新規就農者）に、無利子の資金を貸し付けます。

※ 青年（原則18歳以上45歳未満）、知識・技能を有する者（65歳未満）、

これらの者が役員の過半を占める法人

※ 農業経営を開始してから一定期間（5年）以内のものを含み、認定農業者を除く

1. 借入条件等

- (1) 資金使途：施設、機械の取得等（農地等の取得は除く）
- (2) **貸付利率：無利子**
- (3) 借入限度額：3,700万円
- (4) 償還期限：12年以内
- (5) 据置期間：5年以内
- (6) 担保等：実質無担保・無保証人

2. 取扱金融機関

株式会社日本政策金融公庫
（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）

※ 農協等民間金融機関による転貸も可

<資金使途の例>

- ① 農地・牧野の改良、造成に必要な資金
- ② 農地・採草放牧地の賃借権等の取得に必要な資金
- ③ 果樹の植栽、育成に必要な資金
- ④ オリーブ・茶・多年生草本・桑・花木の植栽、育成に必要な資金
- ⑤ 家畜の購入、育成に必要な資金
- ⑥ 次に掲げる費用の支出に必要な資金
 - ・ 農機具、運搬用機具等の賃借権の取得に必要な資金
 - ・ 創立費、開業費等に計上し得る費用に充てるのに必要な資金
 - ・ 農薬費、肥料費、飼料費等に充てるのに必要な資金
- ⑦ 次に掲げる施設の改良、造成、取得に必要な資金
 - ・ 農舎、畜舎、農機具及び運搬用機具等
 - ・ 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な施設等

お問い合わせ先

都道府県、普及指導センター、市町村、
株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫
農林水産省担当課：経営局就農・女性課就農促進グループ（TEL:03-3502-6469）

※新規就農のための各種支援策については、「農業を始めたい皆さんを応援します！」でご案内しています。

(URL) http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/index.html

農業を始めたい皆さんを **クリック!**
応援します!

青年新規就農者ネットワーク「一農ネット」でつながろう!

「一農(いちのう)ネット」は、農業でがんばる若い皆さんと農林水産省が直接つながる、はじめてのネットワークです。

青年新規就農者や農業法人で働く若い皆さん、就農希望の若者、また、そんな若者を応援する方ならどなたでも参加いただけます。

まずはこちら↓から、メルマガ登録!!

<http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/reg.html>

QRコードでwebサイトを
表示できます



個人

法人

補助・
交付金

 新規就農者を雇用する農業法人等を支援します。

<事業名:新規就農等相談支援事業、農の雇用事業>

<新規就農等相談支援事業> 随時申請受付中

<農の雇用事業> 1次募集: 平成26年3月7日~4月11日

2次募集: 平成26年6月1日~7月14日

3次募集: 平成26年9月~10月

4次募集: 平成26年12月~平成27年1月

支援内容

- 農業法人等での就業希望者を対象に短期間の就業体験の受入を支援します。雇用に向けたマッチングにも有効です。

助成額

受入れ実習生1名当たり2万円 (定額)

お問い合わせ先

全国農業会議所 (<http://www.nca.or.jp/Be-farmer/index.php>)

(TEL: 03-6910-1126) または各都道府県の農業会議

農林水産省担当課: 経営局就農・女性課就農促進グループ (TEL: 03-3502-6469)

- 農業法人等が、就農希望者を新たに雇用し、就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるために実施する実践的な研修に対して支援します。

助成額

年間最大120万円 (最長2年間)

また、農業法人等が独立を目指す就農希望者を新たに雇用し、農業法人設立・独立に向けて実施する研修に対して支援します。

(年間最大120万円、最長4年間、ただし3年目以降は年間最大60万円)

お問い合わせ先

全国農業会議所 (<http://www.nca.or.jp/Be-farmer/index.php>)

(TEL: 03-6910-1126) または各都道府県の農業会議

農林水産省担当課: 経営局就農・女性課就農促進グループ (TEL: 03-3502-6469)


 従業員の募集ができます。

<事業名:新規就農等相談支援事業>

随時申請受付中

支援内容

- 全国及び各都道府県に設置する就農相談窓口に求人情報を登録していただければ、就農希望者に求人情報を提供します。
- 従業員を募集している農業法人等と就農希望者のマッチングを行うための合同会社説明会に出展することができます。

全国農業会議所 (<http://www.nca.or.jp/Be-farmer/index.php>)

(TEL: 03-6910-1126) または各都道府県の農業会議

お問い合わせ先

株式会社リクルートジョブズ (<http://shin-nougyoujin.hatalike.jp/index.html>)

(TEL: 03-6705-1016)

農林水産省担当課: 経営局就農・女性課就農促進グループ (TEL: 03-3502-6469)

個人

法人

補助・
交付金

 経営発展を目指す農業者向けの研修が受けられます。

<事業名:技術習得支援事業>

開催時期:平成26年8月及び平成26年12月～平成27年1月

支援内容

高度な経営力やリーダーとしての人間力等を養成する研修に参加できます。

<研修の対象者>

就農希望者、農業者等

<研修等の内容>

第一線で活躍する企業経営者、先進的農業経営者、大学教授による講義・グループワーク、先進経営体への視察等を内容とする講座（インターネットによる配信も受講可）

事業実施主体:一般社団法人アグリフューチャージャパン

お問い合わせ先

(<http://www.afj.or.jp/>) (TEL:03-5781-3750)

農林水産省担当課:経営局就農・女性課農業教育グループ (TEL:03-6744-2160)


 トッププロを目指す農業者向けの研修が受けられます。

<事業名:技術習得支援事業>

開催時期:平成26年6月～平成27年2月

支援内容

農業界をリードする優れた経営感覚を養うためのオンライン研修に参加できます。

<研修の対象者>

経営力を強化し、農業経営の発展を目指す農業者等

<研修等の内容>

トッププロとして必要なマネジメントスキル（コスト管理、人材育成、生産工程管理、マーケティング等）を体系的に学ぶ講義及び他産業の経営事例や最新の技術セミナー等を内容とするスポットセミナー

事業実施主体:株式会社サラダボウル

お問い合わせ先

(<http://www.salad-bowl.jp/company.htm>) (TEL:055-273-5559)

農林水産省担当課:経営局就農・女性課農業教育グループ (TEL:03-6744-2160)



次世代の経営者を育成するため、他の先進農業法人や食品企業等異業種へ職員を派遣して研修を行う農業法人等を支援します。

＜事業名：農の雇用事業（次世代経営者育成派遣研修）＞

随時募集

支援内容

法人等の職員を法人の次世代経営者として育成していくために、先進法人・他産業へ研修派遣する場合、代替職員の人件費及び研修に要する経費を助成します。

助成額

月最大10万円（最長2年間）

※ 研修実施に対する助成金を受けるためには、研修終了後1年以内に、研修生を当該経営体の経営の中核を担う役職に就けることなどの要件を満たす必要があります。

お問い合わせ先

全国農業会議所 (<http://www.nca.or.jp/Be-farmer/index.php>)
(TEL:03-6910-1126)

農林水産省担当課：経営局就農・女性課農業教育グループ (TEL:03-6744-2160)



個人

法人

集落
営農補助・
交付金

集落営農が組織化するために必要な経費を助成します。

＜事業名：人・農地問題解決加速化支援事業＞

随時申請受付中

支援内容

集落営農の法人化の前提となる組織化の際に必要な規約の作成等にかかる必要な経費の助成を行います。

助成額

20万円（定額）

「集落営農の組織化支援補助金交付申請書」に、定款又は規約の写し、設立総会の議事録、構成員名簿、集落営農名義の通帳のコピー、法人化の意向を確認できる書類を添付し、市町村に提出してください。助成金は市町村から支払われます。

集落営農が法人化するために必要な経費を助成します。

＜事業名：人・農地問題解決加速化支援事業＞

随時申請受付中

支援内容

集落営農を持続性のある経営体へ育成する取組を進めるため、集落営農が法人化した場合に、必要な経費の助成を行います。

助成額

40万円（定額）

「法人化支援補助金交付申請書」に、登記事項証明書、定款の写し、構成員名簿を添付し、市町村に提出してください。助成金は市町村から支払われます。

農業経営を法人化するために必要な経費を助成します。

＜事業名：人・農地問題解決加速化支援事業＞

随時申請受付中

支援内容

地域農業に貢献する複数個別経営の法人化や法人同士が統合して新たに法人を立ち上げる場合に、必要な経費の助成を行います。

助成額

40万円（定額）

「法人化支援補助金交付申請書」に、登記事項証明書、定款の写し、構成員名簿等を添付し、市町村に提出してください。助成金は市町村から支払われます。

お問い合わせ先

最寄りの市町村

農林水産省担当課：経営局経営政策課組織経営グループ（TEL：03-6744-0576）

個人

法人

集落
営農補助・
交付金

法人経営に必要となる労務・財務管理等に関する研修を支援します。

＜事業名：人・農地問題解決加速化支援事業＞

実施の有無、時期等は市町村ごとに異なります。下記お問合せ先へご確認ください。

支援内容

将来において地域の中心となる法人経営体を育成するため、法人化を目指す者等を対象として行う研修等の取組を支援します。

＜研修等の対象者＞

法人化を目指す者等を対象とします。

＜研修等の内容＞

- ①経理(税務)研修、②生産管理研修、③労務管理研修、④マーケティング研修、
⑤機械等技術習得研修、⑥経営診断 等

お問い合わせ先

最寄りの都道府県または市町村

農林水産省担当課：経営局経営政策課組織経営グループ（TEL：03-6744-0576）



個人

法人

集落
営農

補助

労働力が不足する地域で援農者を育成・組織化する取組を支援します。
 <事業名：援農隊マッチング支援事業>

○ 追加公募を実施します

募集期間：平成26年5月28日～平成26年6月19日

対象となる方

都道府県、協議会、民間団体

支援内容

地域の状況把握、援農者の確保支援活動、援農者への研修、援農隊の組織化を実施するために必要な経費を支援します。

・ 地域の労働力不足状況の調査



必要労働力の把握

- ・普及指導員等が必要な人材の数、能力、期間等を把握

・ 援農者の確保支援



広域での人材確保

- ・ハローワークやシルバー人材センター等と協力して必要な人材（援農隊）を確保
- ・県外も含め他産地の人材情報等を収集し産地内で共有

・ 技術研修・指導



技術研修・指導

- ・初めて農業に携わる者等に対する農業に関する知識・技術を研修

・ 援農者の組織化



援農者の組織化

- ・援農隊データベースの作成や援農隊OBに対する情報提供、継続的な研修を実施

お問い合わせ先

最寄りの地方農政局生産技術環境課
 農林水産省担当課：農林水産省生産局技術普及課（TEL：03-3501-3769）